



中国著作権法におけるNFTの法的性質（1）

儲，翔

(Citation)

六甲台論集. 法学政治学篇, 70(2):65-69

(Issue Date)

2024-03-22

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100488536>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100488536>



中国著作権法における NFT の法的性質 (1)

儲 翔

はじめに

近年、デジタル経済発展の促進に力を入れている国々では、NFT はその重要分野の一つとして産業界からの注目を集めている。NFT とは、すなわち非同質化通証のことであり、特定のデジタルコンテンツブロックチェーン上のメタデータのセットである。暗号資産や仮想通貨としての側面があり、インターネット上の唯一性や改ざん不可能などの特徴から資産的価値が生ずる。しかし、取引可能の根拠として NFT はどのような法的性質を有しているのか、その結論は必ずしも明確ではない。NFT に利用されるコンテンツには、しばしば著作権法に保護される著作物が入っているため、著作権法上の問題が生じうる。中国では、「ワクチンを注射する太っている虎」と名付ける美術作品に関して、他人が無断に同作品を NFT デジタルコレクションに改編しネットで販売したことに対して、著作権者は著作権侵害を理由に訴訟を提起したという事件がある。同事件を巡り、学説では、当該行為が中国著作権法上著作物の頒布権または情報ネットワーク伝達権の侵害になるといったような観点もあり、著作権侵害にはならず NFT は単なる債権の一種であり、その取引は債権の譲渡と考えるべきであるとの見解もある。本稿では、同事件をきっかけに NFT の定義とその特徴を概観する上で、判決や学説を整理分析することを通じて、NFT 取引に係る著作権法上の法的性質を解明することを試みる。

I NFT の特徴と取引モデル

1. 特徴

NFT (Non-FungibleToken)、すなわち非同質化通証または非同質化権益証は、ブロックチェーン技術に基づく分散型データユニットである。より具体的に説明すると、NFT とは暗号アルゴリズムにより生成された改ざん不能な一連の符号化であり、特定のデジタルコンテンツブロックチェーン上のメタデータをマーキングするためのブロックチェーン技術の新

たな応用シーンである。これは、ブロックチェーン上のタイムスタンプを押ししたメタデータのセットとして表現され、ネットワーク上のある場所に格納されているデジタルファイルを指す。技術面において、唯一かつ不変の指向性を持つとも言われる。ブロックチェーン上のインテリジェント契約に関連付けられ、特定のデジタルファイルのクレデンシャルとなり、そのデジタルファイルの発行者、発行時刻およびクレデンシャルストリーミング情報を記録することができる。そうすると、それぞれのNFTは唯一であり、一つのNFTと他のNFTは相互に交換することができない。また、一つのNFTをいくつかのサブユニットに分割することもできない。このように、マッピングされたデジタルファイルは唯一かつ不変の特徴を持つため「非同質化」と呼ばれる。

通常、中国の業界では金属硬貨の製造過程をたとえて作品がNFT デジタルコレクションに変換される過程は「鑄造」と呼び、また、NFT アレイコレクションの初回目の取引を「発行」と呼ぶ。NFT の取引は、主に次のような2段階に分けて行うものである。

第一は、準備段階である。まず、作品を取引プラットフォームにアップロードしてNFT デジタルコレクションに「鑄造」しなければならない。もっとも、NFT の取引形態に照らして、その作品をオンラインで閲覧できるようにすることが必要である。なぜならば、潜在的な消費者にその作品に接する機会を与え、購買するかどうかを判断させるためである。そうすると、準備段階は、主に作品をメタデータに変換してブロックチェーンに書き込む過程を指し、これは、貨幣の製造と似たようなイメージがあるため、デジタル作品の「鑄造」と理解される。作品の「鑄造」と理解されている。実務上の展開に沿ってより具体的に説明すると、創造者は第三者が提供するプラットフォームを利用して作品を鑄造し、第三者のプラットフォームにアップロードした後、スマート契約を通じて、該当仕様基準で作られた作品をブロックチェーンにメタデータとして書き込むことで、クリエイターの名前、創作時期、作品の著作権情報を含めたユニークなNFT デジタルコレクションを得ることができる。

第二は、取引段階である。この段階は、創造者（最初販売者）と最初購買者がプラットフォームを通じてオンライン取引を行い、双方が取引約款をクリックすると、最初購買者が電子決済をすれば、最初購買者がスマート契約により新たな所有者として記録されることになる。

従って、著作権法において作品の準備段階は複製行為に該当するののかという問題が生ずる。この点について、学説上見解が分かれている。

ある学者の観点では、このような「準備段階」でデジタル化した作品をウェブサーバーにアップロードすることは、著作権法上、複製権規制を受ける複製行為に該当すると説明している。なぜならば、デジタル作品を作成する行為は有形的にサーバーのハードディスクドライブ上の保存される作品を複製すると解されるためである。そうすると、こうした行為は著作権法上所定の複製行為、すなわち「印刷・コピー・拓本・録音・録画・ダビング・

デュープ、デジタル化等の方法によって著作物を一部又は複数部製作する」行為（著作権法10条1項5号⁽¹⁾）に該当するという⁽²⁾。

その一方で、NFT デジタルコレクション自体が原作の複製品ではなく、NFT デジタル作品の铸造過程には物理的意味での作品として固定を必要とせず、ユーザーが一つの作品に対して単一または複数の NFT を铸造することを選択することができるが、この過程は新しい作品の複製品を生成しないとの異なる見解もある。同見解によれば、NFT デジタル作品の最初のアップロード過程において、铸造者端末装置に保存されているデジタル作品はサーバーにコピーされ、このデジタル作品の保存行為は確かにコピーと見なすことができるが、このコピーの目的は、他人に作品の担体を提供することではなく、せいぜいインターネット経由の無形伝達を通じて他人にデジタル作品に接する機会を提供することにすぎない。また、NFT デジタルコレクションとして铸造される場合、作品自体のコピーや置換ではなく、ブロックチェーンで認識できるメタデータに変換されることと解される。そうすると、このような複製は、その利用形式に鑑みれば、情報ネットワーク伝播権で規制すれば十分であり、複製権の侵害の有無は別に評価する必要がないということである。

2. NFT の取引モデル

上述した通りに、NFT はどのようなものかについて概観してきた。もとより、NFT に関連する法的問題を説明するに際し、NFT はどのような価値を生み出しているのかについても検討しておく必要がある。ここで、NFT の取引実態やその価値の実現方法を見てみよう。

NFT の価値は、希少性により生み出されると考えられる。NFT の価値は NFT コンテンツそのものではなく、NFT に含まれるいわゆる「電子所有権」や「真実性」の証明などにあるであろう。NFT は、インターネットの世界である一定の技術手段を通じてある所有者の「所有権」とそのコレクションの「真実性」の証明が実現されることによりその価値が生み出され、さらにコレクションには希少性を有している。また、前述した通りに、NFT は技術上唯一かつ分割不可能であることと、置き換え不可能であるとの特徴がある。こうした NFT の特徴もまた NFT の希少性を裏付ける。NFT は希少性をもつことで、購入者からみると、その資産価値の上昇を期待し、転売時に膨大な利益を得ることも期待される。そのため、NFT はブロックチェーン技術に基づく暗号化資産であり、唯一の識別コードとメタデータ

(1) 条文の日本語訳はジェトロ（中国）知的財産に関する情報（法令・法規） https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_cr.pdfにて参照。

(2) 王遷「論 NFT 数字作品交易的法律定性」（デジタル作品取引の法的性質について）東方法学 2023 年第1期19頁参照。

のセットによって他の作品と区別することができる。各 NFT 作品は唯一で分割できないデジタル資産であり、さらに技術上 NFT 所有者の個人的情報をいれることもであるため、置換不能な特徴を持たせる。

こうした NFT の価値を実現させるため、セキュリティ面において工夫することが重要となる。セキュリティはブロックチェーンの核心価値の一つであり、いくつかの暗号化アルゴリズムを通じてデータのセキュリティをしっかりと確保することができ、NFT 作品が改ざんないしは完全に解析されることも防ぐことができる。そうすると、伝統的なコレクション市場で生じてしまうような商品の損傷、偽造などのリスクが大幅に軽減することができる。一方で、デジタルコレクションは、創作者がプラットフォームで作品を割りと簡単にアップロードできるから、創作者がプラットフォームを通してコレクション市場に参加しやすくなるといったメリットがある。

II 中国における NFT 著作権侵害事件の経緯と要点

中国で人気のある「私は太っている虎ではない」（以下「太っている虎」という）というキャラクターは、漫画家馬千里氏が「不二馬おじさん」というペンネームで作り出したものである。無邪気なアムールトラ（中国では、東北虎ともいう）をモデルにしたことから爆発的な人気を集め、コラボレーション商品や関連グッズまたはスタンプなどの派生商品も生み出された。2021 年 3 月に、奇策社は漫画家の馬千里氏と「著作権使用許諾契約」を締結した。この契約により、奇策社は「太っている虎」シリーズ作品に係る国内外の著作権や権利侵害に対する訴訟の権利を独占することと決められている。

その後、原与宙社が運営する関連プラットフォームで他人が作った「ワクチンを打つ太っている虎」と同様な NFT 作品を 899 人民元で販売されていることが発覚された。この NFT 作品は、漫画家の馬千里氏が公表した作品と同様なものであり、NFT 作品の右下にも「不二馬おじさん」（著作者のペンネーム）という透かしが残っている。また、作品を鑄造する過程で、原与宙社はプラットフォームの利用者に対して NFT 作品の写真のアップロード、作品名、作品紹介、作品記述、作品ラベル、芸術家紹介などの基本情報のみを要求し、作品に関わる権利証明書の提出を要求していない。また、利用者が一旦 NFT 作品を鑄造すると、作品の右下に「レビュー中」と表示され、しばらくしてからレビューが通過することができる。奇策社は NFT 作品が鑄造されてチェーン化してしまうと、伝統的なインターネット情報のように処理が容易ではなく、原与宙社は専門的な NFT プラットフォームとして、当然より高い知的財産権保護義務を果たすべきである。奇策社は、原与宙社がプラットフォームで公表された NFT 作品の所有状況について初歩的な審査を行うべきところ、本事件におい

て、権利侵害作品が明らかに原作者の透かしが付されているのにもかかわらず、原与宙社が依然として関連作品の投稿を許可したことに鑑みると、その審査のメカニズムは無効であると評価できると主張している。また、原与宙社は自分の作品への審査義務を完全に免除する一方で、一級市場（初回目の取引価格の10%）と二級市場取引費用（「売り手が得た利益（元売価との価格差）の2.5%」）に加え、NFT作品の鑄造、廃棄、贈与の過程で燃料費も徴収しており、著作権を侵害する作品の発行に直接関与して収益を得ていることが明らかである。以上のことから、奇策社は、原与宙社の行為は民法典と著作権法上の規定に反し、奇策社が有する「ワクチンを打つ太っている虎」という美術作品の著作権を侵害したことを理由に訴訟を提起した。

本件において、一審裁判所は、NFT デジタル作品はデジタルコレクションの形態の一つとして、ネットワーク財産の特徴に合致し、財産上の利益の属性を持つことであると述べたうえで、被告の行為は著作権法上の情報ネットワーク伝達権を侵害したと判断した。そして、第二審裁判所は NFT デジタルコレクションは次のような特徴があり、サイバー仮想財産であると判断した⁽³⁾。すなわち、(1) 仮想性は、ネットワーク財産が現実存在する財産と区別される根本属性であり、NFT デジタルコレクションの鑄造と取引はブロックチェーン、スマート契約などの技術と情報ネットワーク環境に依存し、それ自体が仮想によって無形である。(2) 希少性と交換できる可能性。ネットワーク仮想アセットは、希少性と交換性を備えた経済的なアイテムだ。NFT デジタルコレクションは数量の天然有限性とブロックチェーンの間の信頼とコンセンサスメカニズムに基づいて、一定の条件下で取引が可能で、経済価値がある。(3) 支配性と排他性。サイバー仮想財産はデータに基づいた仮想物で、民事主体が排他的に占有・支配・使用することができる。NFT デジタルコレクションの所有者も NFT デジタルコレクション取引プラットフォームとブロックチェーン技術に依存して、デジタルコレクションに対する排他的な占有、支配と使用を実現することができる。また、NFT デジタル作品の「占有」は、民事主体の有体物に対する実質的な占有や支配とは異なり、「所有者」の身分に対する表現としてより多く、その「支配」も取引プラットフォームが提供する技術的支援に依存するため、NFT デジタル作品がサイバー仮想財産として民法で保護される場合、一種の財産的権益として具現される。

(3) 杭州中級人民法院民事判決書（2022）浙01民終5272号参照。